



## 第5章

# 子ども・子育て支援の事業展開

---





## 第5章 子ども・子育て支援の事業展開

### 1 教育・保育事業等の提供区域

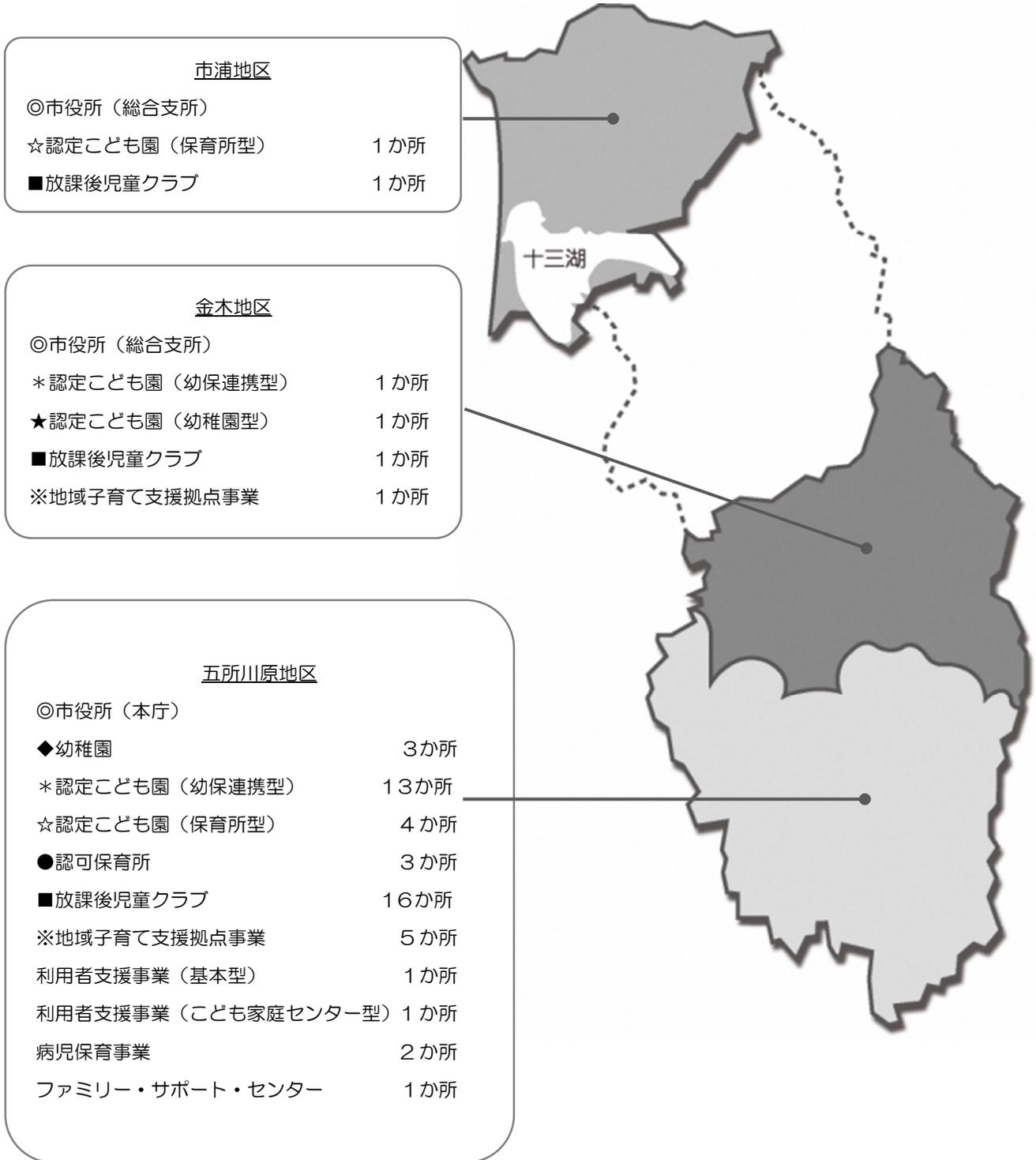
本市では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた「教育・保育提供区域」を1区域として設定しました。また設定に際しては、当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準や、地域子ども・子育て支援事業の提供区域も踏まえて設定しました。

その主な理由として、本市の全域は2005（平成17）年3月に旧五所川原市、旧金木町及び旧市浦村が市町村合併し、旧市浦村は中泊町をはさんだ飛び地にある地域特性となっていますが、教育・保育施設の入所の理由として教育・保育内容を重視する保護者や、居住エリア以外（通勤途上等）での利用を選択する保護者が増えています。一方で、更なる少子化が予想される中、施設整備等に当たっては、将来にわたり過剰供給にならないよう慎重に検討する必要があります。

このことから、本市においては、市全体を一つの区域として設定します。



■ 教育・保育事業等の配置状況

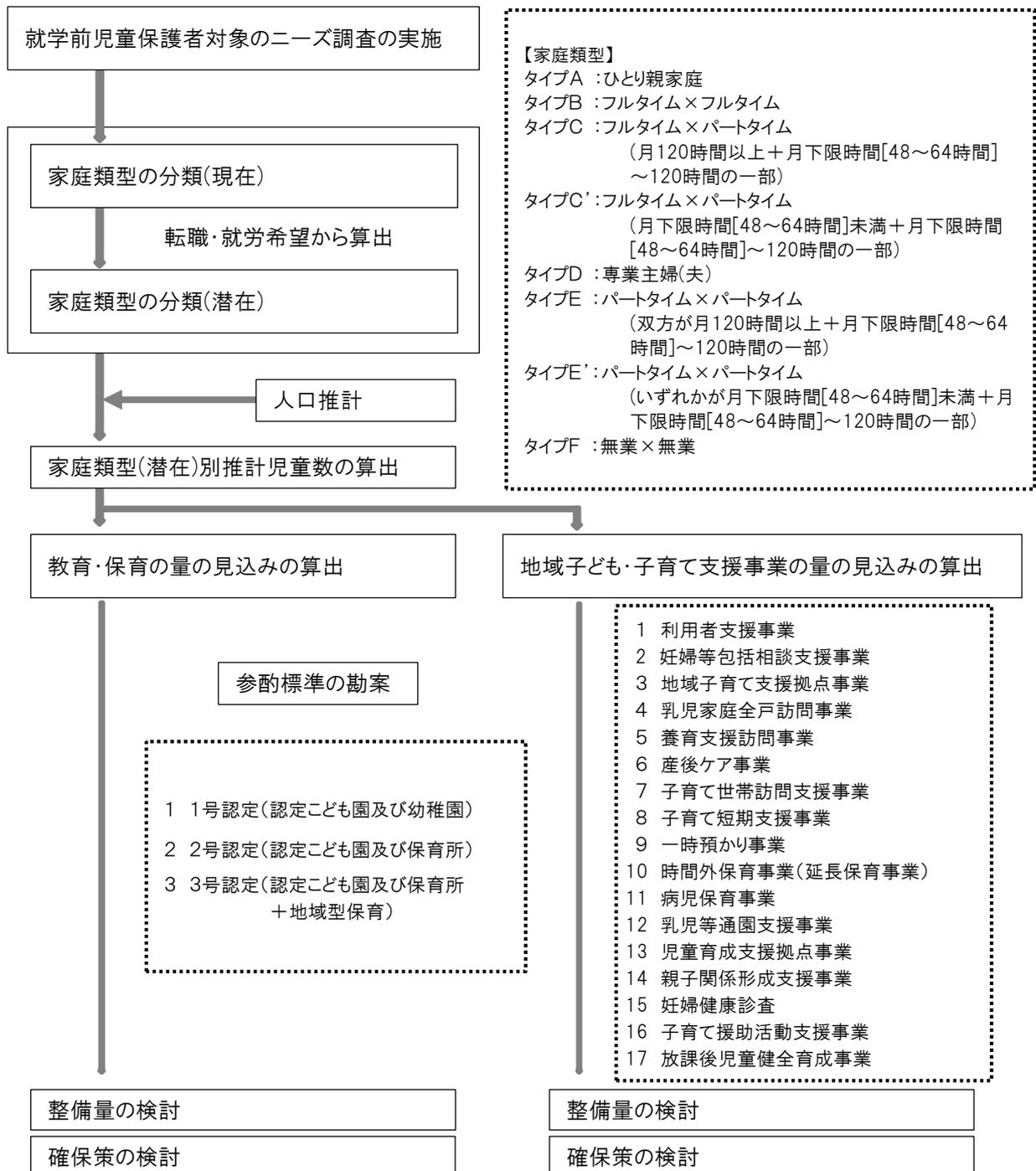


## 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

### (1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の実情や地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

#### ■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー





## (2) 子ども人口の推計

本市の子ども人口の推計について、0～5歳では2022（令和4）年の1,653人から2029（令和11）年には1,204人と推計され、449人（27.2%）の減少が予測されています。一方、6～11歳においても2022（令和4）年の2,081人から2029（令和11）年には1,602人と推計され、479人（23.0%）の減少が予測されています。

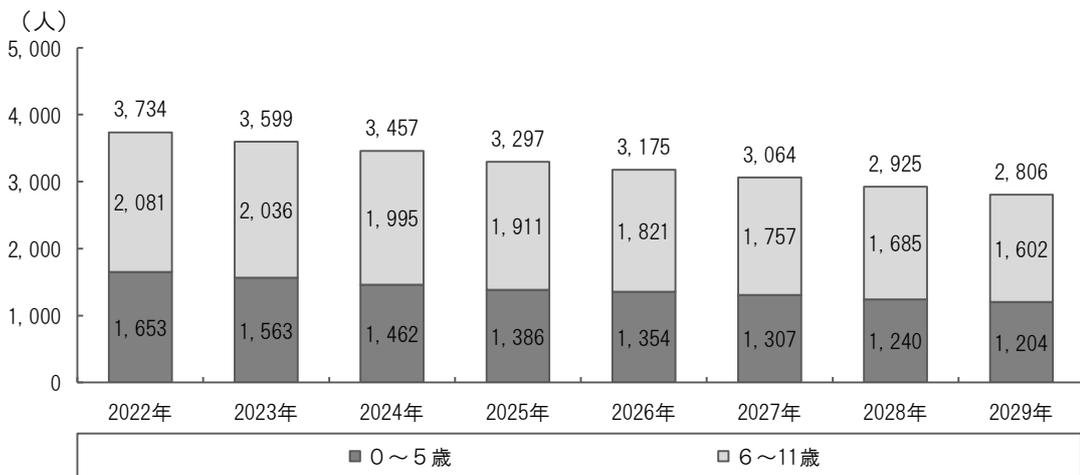
■ 子ども人口の推移と推計

単位：人

	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
0～11歳	3,734	3,599	3,457	3,297	3,175	3,064	2,925	2,806
0歳	249	215	192	208	200	194	187	180
1歳	255	256	226	200	216	208	201	195
2歳	245	251	258	225	200	216	208	200
3歳	291	245	250	259	226	201	215	208
4歳	300	297	242	253	260	228	202	218
5歳	313	299	294	241	252	260	227	203
0～5歳	1,653	1,563	1,462	1,386	1,354	1,307	1,240	1,204
6歳	336	315	303	297	244	255	264	230
7歳	324	333	313	302	296	244	254	263
8歳	332	322	335	315	304	298	245	256
9歳	384	334	324	338	316	306	300	247
10歳	346	385	336	324	338	317	306	301
11歳	359	347	384	335	323	337	316	305
6～11歳	2,081	2,036	1,995	1,911	1,821	1,757	1,685	1,602

資料：2022年～2024年は、住民基本台帳（各年3月31日）

2025年～2029年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計



### (3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数の算出では、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現状割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出します。

#### ■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

家庭類型	説明	現在	単位：%	
			現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	10.0	10.0	10.0
タイプB	フルタイム×フルタイム	48.4	48.4	51.9
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	24.7	24.7	23.2
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	1.9	1.9	3.4
タイプD	専業主婦（夫）	11.6	11.6	8.1
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0	0.0
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.0	0.0	0.0

そして、2025（令和7）年度～2029（令和11）年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

#### ■ 推計年度別の児童数（0～5歳）

家庭類型	潜在割合	単位：%（潜在割合）、人（児童数）				
		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
タイプA	9.6	136	132	127	121	117
タイプB	54.4	750	734	707	675	657
タイプC	22.6	318	310	299	284	274
タイプC'	3.1	43	43	42	38	38
タイプD	10.3	138	134	129	125	121
タイプE	0.0	0	0	0	0	0
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)	100.0	1,385	1,353	1,304	1,243	1,207

### 3 教育・保育の量の見込み及び確保方策

#### (1) 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

一方、認定こども園には幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。幼保連携型は、認定こども園法に基づく学校及び児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけを持ち、教育及び保育を一体的に提供する施設です。幼稚園型は、幼稚園に保育所の機能を併せ持つ施設です（ただし、児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけは持ちません）。保育所型は、児童福祉法に基づく保育所に幼稚園機能を併せ持つ施設です（ただし、学校としての法的位置づけは持ちません）。

また、地方裁量型は、幼稚園・保育所のいずれの認可もない施設が、地域の教育・保育施設として必要な機能を果たすタイプのものであります。

#### 現状と課題

- 現在、幼稚園3園、認定こども園20園で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は確保できている状況です。
- ニーズ調査結果から就学前児童のいる家庭の利用状況をみると、「幼稚園」は6.0%ですが、「認定こども園」は85.8%の利用があります。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「もっと臨機応変に対応してほしい、利用可能な時間を延ばしてほしい」など、就労者に寄り添った支援を求める意見がありました。

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○市内における幼稚園及び認定こども園の現在の施設数を確保しつつ、預かり保育や幼稚園の認定こども園への移行を支援します。

#### (2) 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）

認可保育所とは保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。

一方、認定こども園には幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。幼保連携型は、認定こども園法に基づく学校及び児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけを持つ教育及び保育を一体的に提供する施設です。幼稚園型は、幼稚園に保育所の機能を併せ持つ施設です。



（ただし、児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけは持ちません）。保育所型は、保育所に幼稚園機能を併せ持つ施設です（ただし、学校としての法的位置づけは持ちません）。

また、地方裁量型は、幼稚園・保育所のいずれの認可もない施設が、地域の教育・保育施設として必要な機能を果たすタイプのものであります。更に、地域型保育事業とは、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育施設、居宅訪問型保育事業の総称です。

### 現状と課題

- 現在、保育所3園、認定こども園20園で実施しており、児童数の減少に伴って、今後の量の見込みに対する提供体制は確保できている状況ですが、市中心部への利用希望が多く、年度途中での育児休業明けの入所については課題が残ることから、課題解消に取り組んでいきます。
- ニーズ調査結果から就学前児童のいる家庭の利用状況をみると、「認可保育所」は7.5%、「認定こども園」は85.8%、「小規模保育施設」は0.8%、「家庭的保育事業」は0.2%、「その他の認可外保育施設」は0%となっています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、保育施設の利用割合が増えている一方で「保育環境の充実はもちろん大切だが、子どもと過ごす時間が増えるような、家庭において子育てができる環境や支援が欲しい。」など、様々な意見があります。

### 確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○提供体制は確保できているものの、市中心部では、年度途中での育児休業明けの入所ができないこともあるため、定員の設定・調整、幼稚園の認定こども園への支援等により、課題解消に取り組んでいきます。



■ 教育・保育施設の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①実利用者数	1,651	1,595	1,539	1,443	1,400
1号認定	375	360	366	342	336
2号認定	673	667	630	562	528
3号認定	603	568	543	539	536
0歳	181	199	200	176	168
1・2歳	422	369	343	363	368
②第2期計画値	1,869	1,811	1,724	1,646	1,588
1号認定	450	435	412	391	380
2号認定	745	718	680	646	628
教育ニーズ	0	0	0	0	0
保育ニーズ	745	718	684	646	628
3号認定	674	658	632	609	580
0歳	180	174	166	160	153
1・2歳	494	484	466	449	427
乖離(②-①)	218	216	185	183	225



■ 教育・保育施設の量の見込みと確保目標量

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1,305	1,242	1,183	1,126	1,072
1号認定	317	306	295	285	275
2号認定	493	461	432	404	378
教育ニーズ	0	0	0	0	0
保育ニーズ	493	461	432	404	378
3号認定	495	475	456	437	419
0歳	171	169	167	164	162
1歳	145	137	129	122	115
2歳	179	169	160	151	142
②確保目標量	1,425	1,352	1,293	1,236	1,182
1号認定	348	336	325	315	305
2号認定	532	491	462	434	408
教育ニーズ	0	0	0	0	0
保育ニーズ	532	491	462	434	408
3号認定	545	525	506	487	469
0歳	181	179	177	174	172
1歳	165	157	149	142	135
2歳	199	189	180	171	162
乖離(②-①)	120	110	110	110	110



## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 相談支援事業

#### ① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 現状と課題

- 2016（平成28）年度から、日常的に利用しやすい「子育てステーション“すてっぷ”」に基本型を委託し、専門の研修を受けた職員を配置し事業実施しています。
- 2023（令和5）年度から、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的相談機関として「こども家庭センター」を設置し、保健師が中心となって行う母子保健機能と、社会福祉士等が中心となって行う児童福祉機能を併せ持ったこども家庭センター型を実施しています。基本型の「子育てステーション“すてっぷ”」と連携しながら、子育て世代を保健師及び社会福祉士等が支援していきます。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「子育て支援サポートを利用するのに気持ちが前に行かず、一歩ふみとどまってしまう。考え込みやすいので、相談するのにも勇気がいります。」「産後の母親をサポートする体制をもっと充実させなければ、明るく子育てはできないと思います。」「他市から引っ越してきましたが、すてっぷを利用させて頂きとても助かりました。」といった意見があります。

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○子育て支援課内にこども家庭センターを置き、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、基本型の「子育てステーション“すてっぷ”」と連携しながら子育て世代を保健師・社会福祉士等が支援していきます。

#### ■ 利用者支援事業の利用状況の推移

実績値	単位：か所				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①年間利用数	1	1	1	1	1
②第2期計画提供量	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0





### ■ 利用者支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：か所

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保目標量	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

### ② 妊婦等包括相談支援事業

妊娠から産後2週間未満までの妊産婦の多くが不安や負担感を抱いていることや、子どもの虐待による死亡事例の6割が0歳児（うち5割は0か月児）であることなどを踏まえ、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ事業です。

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○利用者支援事業と同様に、こども家庭センターの保健師・社会福祉士等が、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、「子育てステーション“すてっぷ”」と連携しながら子育て世代を支援していきます。

### ■ 妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：人回

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	624	600	582	561	540
②確保目標量	624	600	582	561	540
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

### ③ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

#### 現状と課題

○本市では、6か所を拠点として実施しています。そのうち、認定こども園を拠点として実施しているのが5か所、NPO法人で実施しているのが1か所で、子育て親子の交流の場の提供、各種子育て支援イベント等を実施しています。

○ニーズ調査結果から就学前児童のいる家庭の利用状況をみると、「地域子育て支援拠点事業」は10.7%、「その他五所川原市で実施している類似の事業」は3.9%の利用があります。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「無料で利用でき、親子で遊べる室内の遊び場がほしい。」「雪や雨の日でも体をたくさん動かして遊べる所がないので大変困っている。」「スタッフの方もとても話しやすく、家にいるとイライラしがちな時の自分自身の逃げ場のような、ホッとできる場所です。」をはじめ、同様の意見や要望があります。

### 確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○提供体制は確保できているので、1か所あたりの利用者数が増加するよう事業の積極的な広報や周知活動を図っていきます。

### ■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人回

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①年間総利用数	5,297	3,370	4,018	5,204	5,111
②第2期計画提供量	4,000	3,840	3,686	3,539	3,397
乖離(②-①)	1,297	470	332	1,665	1,714



### ■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保目標量

単位：人回

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	5,368	5,239	5,113	4,991	4,871
②確保目標量	5,368	5,239	5,113	4,991	4,871
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

## (2) 訪問系事業

### ① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### 現状と課題

○乳児(生後4か月まで)のいる家庭を全戸訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握や養育についての相談に応じ、安心して育児が行えることを目指しています。



○ほぼ全戸訪問が実施できました。訪問できない場合は来庁、また産後早期に働く場合は保育所訪問等で対応してきました。

**確保方策**

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○子育て支援課の保健師と、青森県助産師会に委託し、個々のニーズに合わせた助言や援助を提供していきます。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①年間実利用者数	247	261	210	204	198
②第2期計画提供量	270	260	248	239	229
乖離(②-①)	23	1	38	35	31



■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	208	200	194	187	180
②確保目標量	208	200	194	187	180
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

**現状と課題**

○保護者の養育を支援することが特に必要と認められる乳幼児、もしくは保護者や産前・産後における家事や育児が困難な妊産婦に対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

○妊娠中から概ね1年後までに養育支援の必要な特定妊婦が増加傾向にあります。主な背景としてシングルマザーやステップファミリー、精神疾患の治療中断、経済的に不安定等があげられます。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○妊娠届出数は減少していますが、養育支援の必要な家庭は増加傾向にあるため、養育が必要な方へ適時に適切な支援できるよう継続していきます。

■ 養育支援訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①年間実利用者数	43	21	20	46	33
②第2期計画提供量	24	24	24	24	24
乖離(②-①)	19	3	4	22	9



■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	33	33	33	33	33
②確保目標量	33	33	33	33	33
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

③ 産後ケア事業（訪問型）

誰もがより安全・安心な子育て環境を整えるため、退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。また、こども家庭センターにおける困難事例などの受け皿としても活用します。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○子育て支援課の保健師と、青森県助産師会に委託し、個々のニーズに合わせた助言や援助を提供していきます。

■ 産後ケア事業（訪問型）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	42	48	54	60	65
②確保目標量	42	48	54	60	65
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

#### ④ 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

##### 確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○要支援・要保護児童等に対する訪問型支援の充実を図るため、計画的な整備を行い、家庭の状況に応じて支援が必要な方をサポートします。

##### ■ 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	80	78	76	73	71
②確保目標量	80	78	76	73	71
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

### (3) 通所系事業

#### ① 子育て短期支援事業

保護者の疾病、リフレッシュ、仕事等の理由により、一時的に家庭において養育を受けることが困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

##### 現状と課題

- 2017（平成29）年度から市外の児童養護施設に事業委託し、緊急時の児童の受入れ体制を確保しており、2023（令和5）年度からは乳児院にも事業委託しました。
- トワイライトステイ事業は実施していませんが、ファミリー・サポート・センター事業によるサービスの活用ができます。

##### 確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○本計画では参酌すべき基準が「利用者の利用希望」へ変更されており、また、児童虐待に係る相談に応じた実績など児童虐待防止対策の強化等の方向性も踏まえつつ、適切な提供体制を整備します。

■ 子育て短期支援事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①年間総利用数	0	34	12	50	64
②第2期計画提供量	12	12	12	12	12
乖離(②-①)	12	22	0	38	52



■ 子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	62	61	59	58	57
②確保目標量	62	61	59	58	57
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状と課題

- 幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）  
市内の幼稚園・認定こども園では、保護者の就労支援のため、在園児を対象に教育時間の前後又は長期休業日等の預かり保育を実施しています。
- 上記以外  
市内の幼稚園・認定こども園では自主事業として、保育所等に入所していない子どもの保護者の急病、冠婚葬祭など一時的に育児が困難な場合の預かり保育を実施しています。（ファミリー・サポート・センター事業を除く。）
- ニーズ調査結果から就学前児童のいる家庭の利用状況をみると、預かり保育以外の「一時預かり」は1.8%の利用があります。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「預かり保育が可能な施設が増えてほしい」をはじめ、同様の要望が多くあります。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○提供量には不足が生じない見込みなので、一時預かり事業の周知に努めます。



■ 一時預かり事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①年間総利用数	60,730	54,540	52,818	58,999	55,986
1号認定	60,488	54,289	52,615	58,743	55,748
2号認定	0	0	0	0	0
上記以外	242	251	203	256	238
②第2期計画提供量	76,822	74,133	71,537	69,032	66,615
幼稚園の 預かり保育	76,280	73,611	71,034	68,548	66,149
幼稚園以外の 預かり保育	542	522	503	484	466
乖離(②-①)	16,092	19,593	18,719	10,033	10,629



■ 一時預かり事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	65,026	63,476	61,962	60,484	59,041
幼稚園における在園 児を対象とした一時 預かり(預かり保 育)	64,568	63,025	61,519	60,048	58,613
2号認定による定期 的な利用	0	0	0	0	0
上記以外	458	451	443	436	428
②確保目標量	65,026	63,476	61,962	60,484	59,041
幼稚園における在園 児を対象とした一時 預かり(預かり保 育)	64,568	63,025	61,519	60,048	58,613
2号認定による定期 的な利用	0	0	0	0	0
上記以外	458	451	443	436	428
乖離(②-①)	0	0	0	0	0



### ③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

#### 現状と課題

〇市では幼稚園、認定こども園及び保育所のうち、20か所において19時までの延長保育事業を実施しております。

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	〇提供量には不足が生じない見込みなので、保護者ニーズに応じた延長時間の拡大など、教育・保育施設と協力を図りながら、提供内容の充実に努めていきます。

#### ■ 時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況の推移

実績値	単位：人				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①年間実利用者数	477	224	538	543	519
②第2期計画提供量	410	398	379	362	350
乖離（②－①）	67	174	159	182	169



#### ■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保目標量

推計値	単位：人				
	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	550	530	511	493	476
②確保目標量	550	530	511	493	476
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

### ④ 病児保育事業

子どもが病気の際に、保護者の就労等により自宅での保育が困難な場合において、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

#### 現状と課題

〇本市では2023年度（令和5）年度までは病後児のみの受け入れでしたが、2024年度（令和6）年度から、指定施設にて委託による病児保育事業を実施しています。



また、ファミリー・サポート・センターにおいて、軽い発熱等の提供会員が対応できる程度の病気に対する保育の受け入れをしています。

○ニーズ調査結果から就学前児童のいる家庭の利用希望をみると、実際に「病児・病後児の保育を利用した」方は4.8%と僅かですが、父親・母親が休んで対処した方の34.1%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と希望しています。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「子どもが風邪をひいたとき、仕事も休めない、預け先もないで大変…」「病気時（風邪）等の預かり場所の充実、手続きがもっと簡単になったら嬉しい」「病児保育をつくってほしい（保育園に併設してほしい）」をはじめ、同様の意見が多くあります。

**確保方策**

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○病児保育の委託事業を継続し、保護者から積極的に利用されるよう、事業者と連携を図るとともに、運営支援に努めていきます。

■ 病児保育事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①総利用数	35	40	54	72	88
②第2期計画提供量	760	760	760	760	760
乖離 (②-①)	726	720	706	688	672



■ 病児保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	600	600	600	600	600
②確保目標量	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680
乖離 (②-①)	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080

⑤ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等を利用していない6か月から満3歳未満の子どもが、保護者の就労にかかわらず月一定時間の枠のなかで、時間単位等で柔軟に保育所等に通える制度です。子どもが家庭以外の場で家族以外の人と接する機会を得ることで、心身の発達を促すほか、保護者の育児負担の軽減などが期待されています。

確保方策

実施年度	確保の内容
2026～2029年度	○「全ての子どもの育ちを応援する」新しい通園制度として考案された国の目玉施策の一つであり、適切な支援体制の確保に努めます。

■ 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	120	120	120	120
②確保目標量	0	120	120	120	120
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

⑥ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供する事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
未定	○本計画開始時点で事業の実施は見込んでおりませんが、対象者やニーズの把握に努め、必要に応じて検討します。

⑦ 親子関係形成支援事業

監護が不相当と認められる児童の保護者等を対象に、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
未定	○本計画開始時点で事業の実施は見込んでおりませんが、対象者やニーズの把握に努め、必要に応じて検討します。

## (4) その他事業

### ① 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### 現状と課題

- 厚生労働省が示している妊婦健康診査の実施基準に基づき実施しています。
- 妊婦健康診査は無料の受診票が14回分出ていますが、2014（平成26）年度より多胎妊婦については7回分を追加交付しました。
- 生活保護世帯に属する方の妊婦健康診査で自己負担が発生した場合は、実費を返還しています。
- 里帰り出産に対しても、出産病院との契約や償還払いで対応しています。
- 2024（令和6）年度は市内2か所の産科医療機関で、妊婦健康診査を受診されている方が約8割います。
- ニーズ調査の結果には、対象となる自由意見はありませんでした。

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○妊娠期間中、必要に応じて妊婦健康診査を受診できるよう継続していきます。

#### ■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①年間利用者数	416	393	332	305	271
②第2期計画提供量	402	385	368	352	337
乖離(②-①)	14	8	36	47	66



#### ■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	299	265	235	208	184
②確保目標量	299	265	235	208	184
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

## ② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子どもの送迎や預かり等の援助を受けたい方（依頼会員）と援助を行う会員（提供会員）及び両方会員からなるボランティア的相互援助の組織で、アドバイザーが相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 現状と課題

- ファミリー・サポート・センター事業の会員数は、2023（令和5）年度末時点で依頼会員329人、提供会員120人、両方会員10人の計459人が登録されていますが、サービスの内容によっては会員からの依頼に全て対応できない現状にあります。
- 2019（令和元）年度からは、五所川原圏域定住自立圏共生ビジョン事業として、会員を五所川原圏域定住自立圏に在住する方へ拡充しています。
- ニーズ調査結果から就学前児童のいる家庭の利用状況をみると、「ファミリー・サポート・センター」の定期的な利用者は0.6%、不定期な利用は0.9%となっています。また、放課後の利用希望でも、低学年から高学年を通して、就学前児童・小学生ともに0.6～0.8%と僅かとなっています。

### 確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○教育・保育施設、放課後児童クラブへのお迎えや習い事の送迎、帰宅後の預かり援助等の希望が増加していることから、引き続き提供会員の拡充に努めていきます。

#### ■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①総利用者数	1,371	1,316	857	829	798
②第2期計画提供量	1,850	1,786	1,725	1,666	1,609
乖離（②－①）	479	470	868	837	811



#### ■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1,227	1,170	1,127	1,081	1,027
②確保目標量	1,227	1,170	1,127	1,081	1,027
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



### ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園における副食材料費の負担減免について、教育・保育施設に入所している子どもと同様に支援します。

## 5 総合的な子どもの放課後対策の推進

### (1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

#### ◆小学校低学年の場合

##### 現状と課題

- 本市では、全ての小学校区において、委託も含めて18か所の放課後児童クラブを開設しています。
- 入所児童の増加により、活動スペースが手狭になっているクラブもあります。
- 放課後子ども教室については、教育委員会との開設に向けた検討が必要です。
- ニーズ調査結果から就学前児童のいる家庭の利用希望をみると、低学年のうち61.3%が「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用を希望しています。小学生のいる家庭では66.9%の利用希望があります。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「放課後児童クラブの時間を19時までに延長してもらえれば利用したいです。」「夏休みや冬休みの開設時間を7時台からにしてください」「放課後児童クラブの利用時間を7時～19時までにしてもらえると、仕事の選択肢が広がり大変助かります」など、開設時間に関する意見・要望が多くあります。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○引き続き教育・保育施設等の民間委託も活用しながら、開設時間の延長も含め、それぞれの小学校区の状況に適した提供体制の確保に努めます。

■ 放課後児童健全育成事業（低学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①年間実利用者数	672	567	653	658	701
②第2期計画提供量	660	660	660	660	660
乖離(②-①)	12	93	7	2	41



■ 放課後児童健全育成事業（低学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	669	639	609	583	556
1年生	226	216	206	197	188
2年生	226	216	206	197	188
3年生	217	207	197	189	180
②確保目標量	689	689	689	689	689
1年生	230	230	230	230	230
2年生	230	230	230	230	230
3年生	229	229	229	229	229
乖離(②-①)	20	50	80	106	133

◆ 小学校高学年の場合

現状と課題

- 本市では、現在16か所の児童クラブで6年生まで受け入れています。
- また、余裕教室の確保が困難な学校では、教育・保育施設等の民間委託等を活用しています。
- 学校において6年生まで受け入れるための余裕教室等の確保が困難な児童クラブでは、定員の範囲内で、長期休暇のみ高学年を受け入れています。
- 放課後子ども教室については、教育委員会との開設に向けた検討が必要です。
- ニーズ調査結果から就学前児童のいる家庭の利用希望をみると、高学年では38.1%が「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用を希望しています。小学生のいる家庭では32.9%の利用希望があります。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○引き続き教育・保育施設等の民間委託も活用しながら、開設時間の延長も含め、それぞれの小学校区の状況に適した提供体制の確保に努めます。

■ 放課後児童健全育成事業（高学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①年間実利用者数	242	211	299	294	360
②第2期計画提供量	240	280	360	400	440
乖離（②－①）	2	69	61	106	80



■ 放課後児童健全育成事業（高学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	344	327	313	298	285
4年生	167	159	152	145	139
5年生	105	100	96	91	87
6年生	72	68	65	62	59
②確保目標量	380	380	380	380	380
4年生	190	190	190	190	190
5年生	130	130	130	130	130
6年生	60	60	60	60	60
乖離（②－①）	36	53	67	82	95

## 6 教育・保育の提供体制の確保について

### （1）幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育を推進するためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。そのため、より一層の幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質向上が求められていることから、研修の充実等必要な支援を行います。

また、全ての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど、特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。



## (2) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援が求められています。そのため、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育および地域子育て支援事業の確保と妊娠・出産期から切れ目ない支援体制の確保に努め、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえない存在として成長していけるよう支援していきます。あわせて地域全体で子育て支援の充実を図り、保護者の支援にも努めます。

## (3) 教育・保育施設と小学校等との連携

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、質の高い支援を行うためには、子どもの発達を幼稚園・保育園・認定こども園、そして小学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

本市では、教育・保育施設と小学校の円滑な接続を図るとともに、幼児教育と小学校教育の望ましい連携の在り方を協議するための「幼保小連携研修会」を開催していることから、今後もその取組の更なる推進と、小学校との接続に関する取り組みの強化に引き続き努めます。

## 7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、保護者へのリーフレット配布、市HPやLINE等による広報、給付事務の流れについて関係施設に対する説明会を開催するなど、公正かつ適切な支給の確保に努めています。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行うにあたっては、施設の所在、運営状況、監査状況等を県と情報共有しながら、指導監査等を行うための基準の整備等を行い、進めていきます。





## 第6章

# 子どもの貧困対策について

---



## 第6章 子どもの貧困対策について

2013(平成25)年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、2019(令和元)年6月に改正され、市町村に努力義務として子どもの貧困対策計画の策定が明文化されました。その後、2024(令和6)年6月には、法律の名称を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更するなどの法改正が行われました。

子どもの貧困対策計画は、子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画等、盛り込む内容が重複する他の法律の規定により策定する計画と一体のものとして策定して差し支えないとされていることから、本市では第2期計画に子どもの貧困対策を盛り込み、国が2019(令和元)年11月に閣議決定した「子どもの貧困対策に関する大綱」に定める指標のうち、本市で算出できるものについて毎年度進捗管理をしながら、目指す方向に向けて数値の改善、施策の見直し等を図ってまいりました。

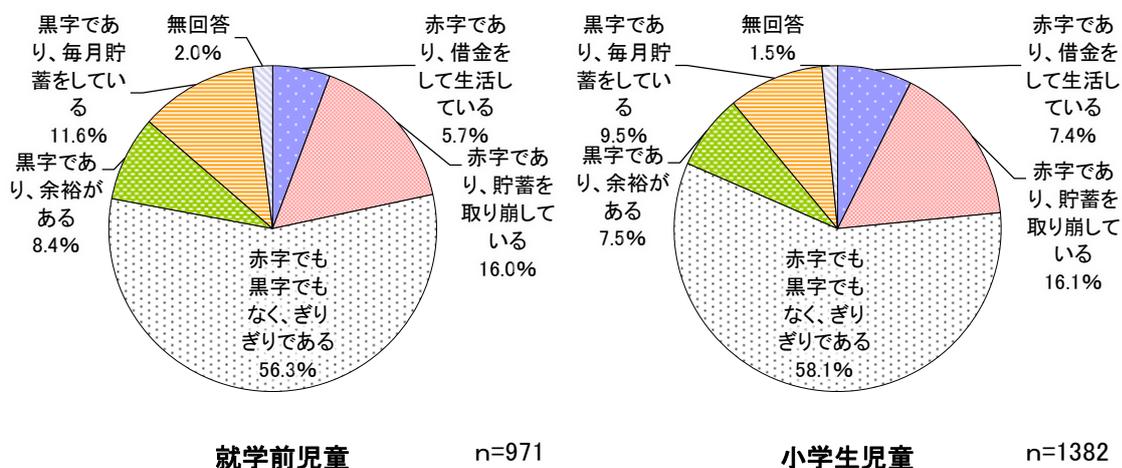
こうした中、青森県では2021(令和3)年3月に「第2次青森県子どもの貧困対策推進計画」が策定されたことから、この状況を踏まえ、本市では本計画の策定に合わせ、これまでの子どもの貧困対策の見直しを行いました。

### 1 本市の子どもを取り巻く現状

#### (1) 子どもの生活実態

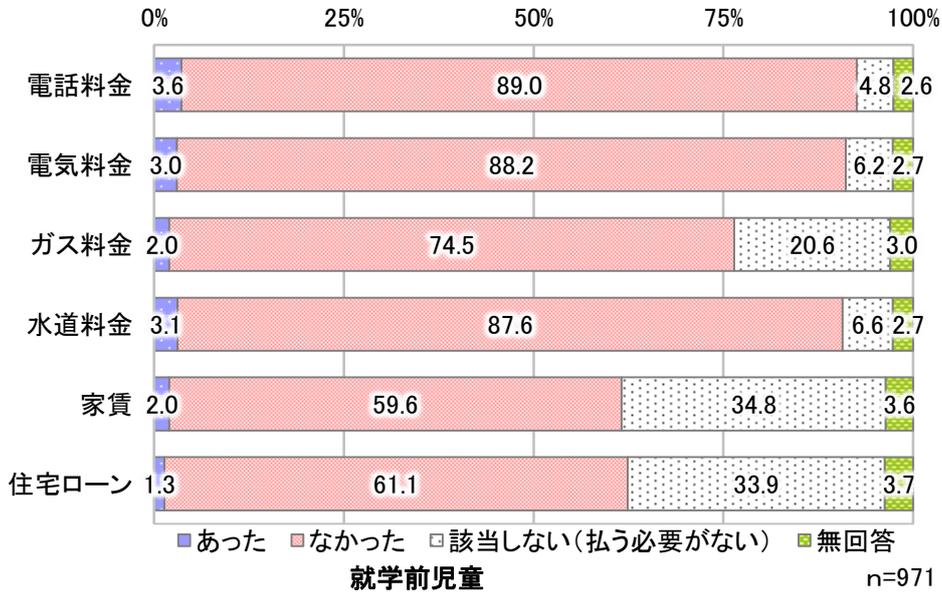
##### ① 家計の状況

本市の子どもの貧困の実態を把握するため、2023(令和5)年度に小学生までの子どもがいる家庭を対象に実施したニーズ調査の結果によると、各家庭の家計の状況は以下のとおりとなっております。

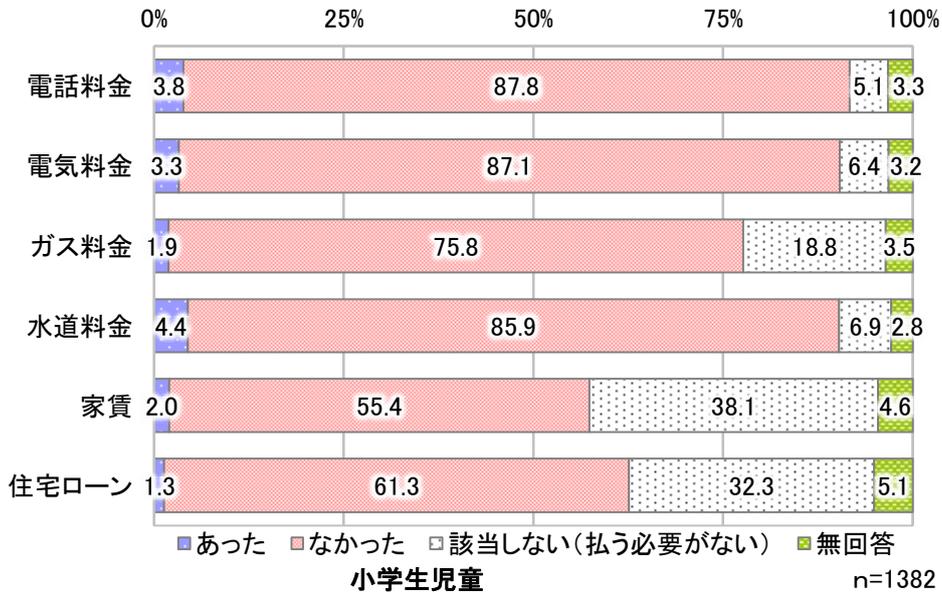


②過去1年間に経済的な理由で公共料金等を支払えなかった経験

過去1年間に経済的な理由で公共料金等を支払えなかった経験が「あった」という世帯は下記のグラフのとおりで、未就学児童がいる世帯では「電話料金」が最も高く3.6%となっております。

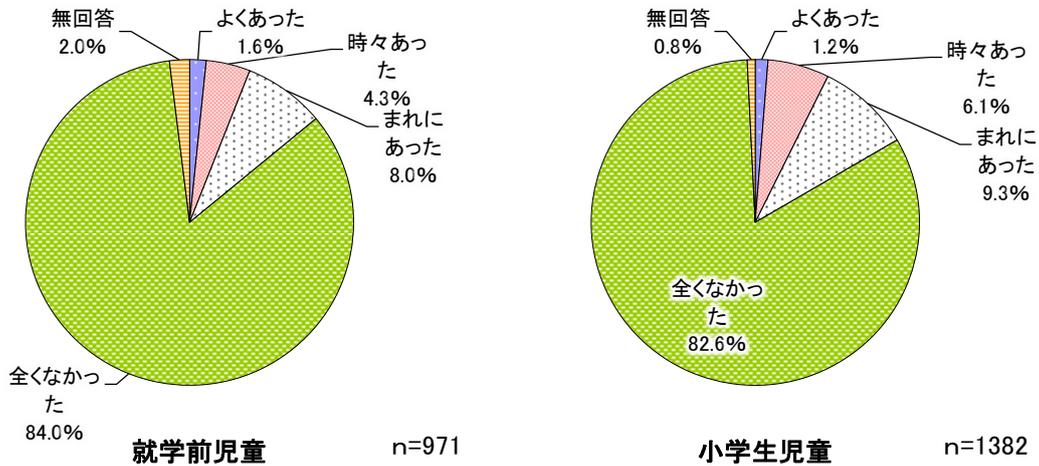


小学生がいる世帯では、「あった」は「水道料金」が最も高く4.4%となっております。



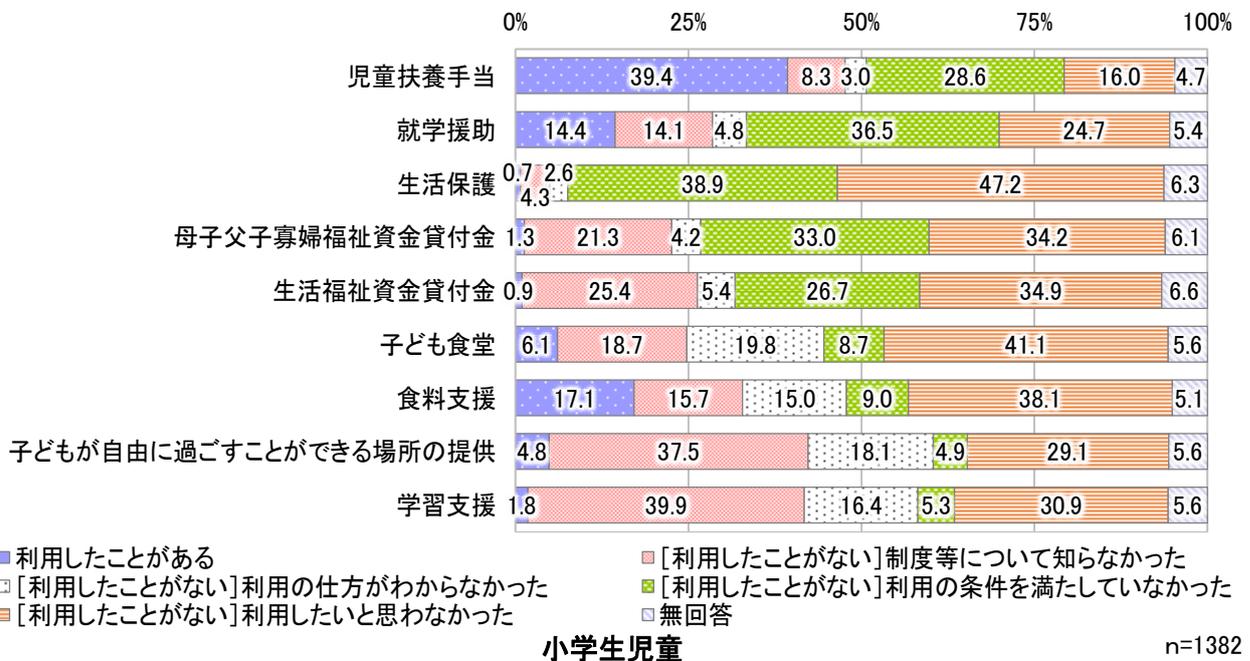
③過去1年間に経済的な理由で食料を買えなかった経験

過去1年間に経済的な理由で食料を買えなかった経験が「あった」と回答した世帯のうち、未就学児童がいる世帯では、「よくあった」が1.6%、小学生がいる世帯では「よくあった」が1.2%となっております。



④経済的な理由等による支援制度等の利用について

支援制度等の利用については、小学生がいる家庭で「利用したことがある」は「児童扶養手当」が最も高く39.4%、次いで「食料支援」が17.1%、「就学援助」が14.4%となっております。



## 2 子どもの貧困対策に関する指標と目指す方向

国の「子どもの貧困対策に関する大綱」及び県の「子どもの貧困対策推進計画」に定める指標のうち、本市で算出できるものについて進捗管理をしながら、目指す方向に向けて数値の改善、施策の見直し等を図っていきます。

### ■ 子どもの貧困に関する指標別実績と目標

単位：％

子どもの貧困対策に関する大綱に定める指標	全国	青森県	五所川原市	目指す方向
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.7	91.4	100.0	→
生活保護世帯に属する子どもの高等学校中退率	3.6	3.3	9.0	↘
生活保護世帯に属する子どもの大学進学率	39.9	33.7	25.0	↗
スクールカウンセラーの配置率（小学校）	86.2	—	100.0	→
スクールカウンセラーの配置率（中学校）	91.8	—	100.0	→
就学援助制度に関する周知状況 （入学時及び毎年度の進級に学校で就学援助制度の書類を配布している割合）	81.8	87.5	100.0	→
新入学児童生徒学用品費等の入学前の支給の実施状況（小学校）	83.7	67.5	100.0	→
新入学児童生徒学用品費等の入学前の支給の実施状況（中学校）	85.1	67.5	100.0	→
過去1年間に経済的な理由で電気料金を支払えなかった経験（全世帯）※ニーズ調査実施時に算出	5.3	4.5	3.1	↘
過去1年間に経済的な理由で食料を買えなかった経験（全世帯）※ニーズ調査実施時に算出	16.9	17.4	15.5	↘
ひとり親家庭の子どもの就園率 （保育所・幼稚園）	81.7	(母子世帯) 94.8 (父子世帯) 87.1	94.4	↗
ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	83.0	93.0	92.5	↗
ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	87.8	95.3	92.0	↗
ひとり親家庭の子どもの高等学校進学率	95.9	95.4	100.0	→

※実績値は2016(平成28)年～2023(令和5)年の最新値です。

### 3 具体的な施策

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることがないように、福祉・教育・就労など様々な分野の関係機関が連携し、次の4つの柱に沿って子どもの貧困対策を総合的に進めていきます。

#### (1) 教育の支援

事業の名称	事業内容	担当課
幼児教育・保育の無償化	年齢や発達にあわせた質の高い幼児教育・保育環境は、子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼児教育・保育の無償化を着実に実施します。	子育て支援課
就学援助	経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。	学校教育課
スクールカウンセラーの派遣	市内の小中学校にスクールカウンセラーを派遣して、友人関係やいじめ、学習、健康、家庭生活等の悩みを抱える児童生徒と教育相談を行い、問題の解決を図ります。	学校教育課

#### (2) 生活の支援

事業の名称	事業内容	担当課
妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	こども家庭センターや養育支援訪問事業による訪問等により、養育についての相談や助言を行います。また、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業により、孤立した育児とならないよう支援を行います。	子育て支援課
特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援	妊娠の届出や医療機関への受診、乳児家庭全戸訪問事業等により把握された特定妊婦等に対し、養育支援訪問事業等の適切な支援を行います。	子育て支援課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病、リフレッシュ、仕事等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間児童を預かります。また、必要に応じて経済的理由等により緊急一時的に親子を保護することも可能です。	子育て支援課
生活困窮者自立支援事業	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を行うとともに、必要に応じ関係機関につなぎます。	生活応援課
市営住宅における優先入居	市営住宅の入居に関し、20歳未満の子を扶養している者（母子又は父子家庭に限る。）は優先的に選考します。	建築住宅課



事業の名称	事業内容	担当課
子ども宅食「おすそわけ便」	自宅への訪問等により定期的に食品等を届けることにより、社会的に孤立しがちな子育て家庭とつながりを作ることで必要な支援へ結びつけ、小さな変化にも気づきやすい関係性を目的として、五所川原市社会福祉協議会が本市からの業務委託により実施しています。	子育て支援課
子ども食堂の支援	NPO法人などによって実施されている「子ども食堂」は、地域の子どもに無料や低価格であたたかい食事を提供するとともに、子どもたちが安心して過ごせる居場所や多様な大人との出会いの機会としての機能も担っています。「子ども食堂」について、情報発信・情報提供などの支援も行います。	子育て支援課

### (3) 保護者に対する就労の支援

事業の名称	事業内容	担当課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	就業のため必要な教育訓練に関する講座を受講する母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、技能の向上や資格の取得等主体的な能力開発の取組みを支援するため給付金を支給します。	子育て支援課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得のため、養成機関に入学する母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、生活の負担の軽減を図るため給付金を支給します。	子育て支援課

### (4) 経済的支援

事業の名称	事業内容	担当課
ひとり親家庭への経済支援	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童の福祉の増進を図ることを目的に児童扶養手当を支給します。 また、ひとり親家庭等の父又は母及び児童が医療保険で医療の給付を受けた場合において、負担すべき費用を軽減するため医療費の助成をします。	子育て支援課
子育て家庭への経済支援	子育て家庭への経済的支援として、児童手当のほか、妊娠届出時及び出生届出後の保健師等との面談後に、それぞれ給付金を支給します。	子育て支援課
子ども医療費の助成	子どもの保健及び出生育児環境の向上に寄与することを目的として、子どもが医療保険で医療の給付を受けた場合において、負担すべき費用を軽減するため医療費の助成をします。	子育て支援課



## 第7章

# 計画の推進体制

---



## 第7章 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

子ども・子育て支援、次世代育成支援対策及び子どもの貧困対策は、児童福祉や母子保健の分野だけで進められるものではなく、少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、景気の低迷など社会や経済状況の変化により、子どもの育ちと子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施していくためには、家庭や地域、教育・保育機関、企業等を含めた社会全体が連携、協力しながら推進していく必要があります。

社会全体で子育てを支援するため、子ども・子育て支援に関わる事業者や児童相談所、教育機関、警察、企業、民生委員、市民団体、ボランティアなど、子育てに関わる全ての人々が、互いを尊重しながら子ども・子育て支援を社会全体の課題としてとらえ、それぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、その能力を最大限に発揮しながら課題解決への取組を進めていけるよう、行政との「協働」の視点をふまえて施策や事業を推進するとともに、市民・関係者の皆さまとの協力関係を深め、計画を円滑に推進していきます。

### 2 計画の公表及び周知

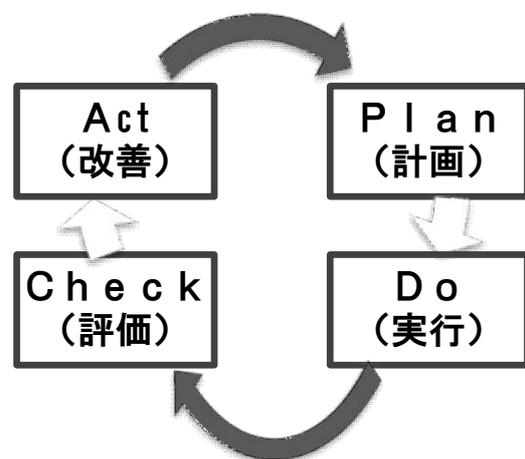
計画の内容については、関係者や関係団体をはじめ広く市民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

計画の周知にあたっては、市広報紙や市ホームページ、LINEによる情報発信を活用するとともに、市民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、市広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して市民一人一人に情報が行きわたるよう、周知に努めます。

### 3 計画の評価と進行管理

計画を効果的かつ実効性のあるものとするためには、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Act）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。





そのため、本計画の進行管理については、五所川原市子ども・子育て会議に報告し、毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。



# 資料編

---





# 資料編

## 1 子ども・子育て会議

### (1) 五所川原市附属機関に関する条例

平成17年3月28日五所川原市条例第24号

(趣旨)

**第1条** この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する市長その他の執行機関の附属機関について、その設置、名称、担当する事務、委員の構成等に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例で設置する附属機関の組織等)

**第2条** 市長その他の執行機関に別表に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担当する事務、組織、委員の構成、定数、任期等は、別表の当該各欄に掲げるとおりとする。

(附属機関の長等)

**第3条** 会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、別表の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等が2人以上置かれる附属機関においては、副会長等の行う前項の職務の範囲及び職務代理の順序については、当該附属機関の会長等の定めるところによる。

5 会長等及び副会長等とともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(任命)

**第4条** 委員は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから市長その他の執行機関が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

**第5条** 附属機関の会議は、必要に応じて会長等が招集する。ただし、附属機関設置後最初の会議又は会長等及び副会長等が不在の場合その他特別の場合の会議は、必要に応じて当該附属機関が属する市長その他の執行機関が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。



4 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長等、副会長等及び委員の除斥)

**第6条** 会長等、副会長等及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、附属機関の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(部会)

**第7条** 附属機関に各種検討を行うための部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長等が指名するものとする。

3 部会に部会長を置き、部会の委員のうちから会長等が指名する。

4 部会長は部会を代表し、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから当該部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(守秘義務)

**第8条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

**第9条** この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 別表（第2条、第3条、第4条関係）

##### 市長に置かれる附属機関

名称	担当する事務	組織	委員の構成	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
五所川原市子ども・子育て会議	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事 子ども・子育て支援事業計画に関する事 子ども・子育て支援に関する施策の推進及び実施状況を調査審議すること。	会長 副会長 委員	学識経験者 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 教育関係者 子どもの保護者	15人以内	2年	委員の互選

## (2) 委員名簿

(委嘱期間:令和5年9月26日～令和7年9月25日)

No.	団体名	役職・氏名	備考
1	五所川原市保育連合会	会長 島村 俊広	会長
2	五所川原市保育連合会	副会長 澁谷 省吾	
3	五所川原市保育連合会	副会長 木村 重介	
4	学校法人 下山学園	理事長 下山 美智子	
5	学校法人 青森富士学園	理事長(園長) 澤田 威	副会長
6	NPO法人 子どもネットワーク・すてっぷ	副代表理事 野呂 美奈子	
7	五所川原市民生委員児童委員連絡協議会	主任児童委員 工藤 富士子	
8	五所川原市連合PTA	会長 岩本 純子	
9	五所川原市小中学校長会	会長 原田 憲寿	
10	青森県青少年健全育成推進員連絡協議会	会長 伊藤 美穂子	
11	五所川原市母子寡婦福祉会	会長 成田 磨留子	
12	市民公募	中村 陽子	
13	市民公募	尾野 千夏子	
14	市民公募	加藤 雄一	

## (3) 五所川原市子ども・子育て会議の開催日と審議内容

令和5年度

第2回 令和6年3月21日(木) 18時30分から

五所川原市役所本庁舎 2階 会議室 2B・2C

- (1) 五所川原市第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果について
- (2) 令和6年度特定教育・保育施設利用定員について
- (3) 令和6年度の子ども・子育て支援関連事業等について



令和6年度

第1回 令和6年4月25日（木）18時30分から

五所川原市役所本庁舎 2階 会議室 2B・2C

- (1) 五所川原市第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の結果報告について
  - ア. ニーズ調査結果報告
  - イ. 第3期子ども・子育て支援事業計画策定について
  - ウ. 第2期子ども・子育て支援事業計画からの変更点について
  - エ. 今年度の子ども・子育て会議について

第2回 令和6年9月12日（木）18時30分から

五所川原市役所本庁舎 2階 会議室 2B・2C・2D

- (1) 五所川原市第2期子ども・子育て支援事業計画の実績について
- (2) 五所川原市第3期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
  - ・第3期計画の概要について
  - ・第5章 子ども・子育て支援の事業展開について

第3回 令和6年10月30日（水）18時30分から

五所川原市役所本庁舎 2階 会議室 2B・2C・2D

- (1) 五所川原市第3期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
  - ・第4章 子ども子育ての施策展開
  - ・第6章 子どもの貧困対策について
- (2) 五所川原市第三期子ども・子育て支援事業計画の素案について
- (3) その他

第4回 令和6年11月28日（木）18時30分から

五所川原市役所本庁舎 2階 会議室 2B・2C・2D

- (1) 五所川原市第3期子ども・子育て支援事業計画素案の審議について
- (2) その他



第5回 令和7年3月21日（金）18時30分から

五所川原市役所本庁舎 2階 会議室 2B・2C・2D

- (1) 五所川原市第3期子ども・子育て支援事業計画について
- (2) 令和7年度特定教育・保育施設の利用定員について
- (3) 令和7年度の子ども・子育て支援関連事業について
- (4) 子ども・子育て会議委員の任期満了について
- (5) その他



## 2 用語解説

### あ行

---

#### ○医療的ケア児

NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことをいいます。

### か行

---

#### ○子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした施設です。（子ども・子育て支援法第59条、児童福祉法第6条の3）

#### ○こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

#### ○こども家庭センター

妊娠期から子育て期まで切れ目なく、保健師や社会福祉士等の専門職が、健康の保持・増進に関する支援のほか、子どもや世帯の状況等に応じた支援をおこないます

#### ○子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」のことです。

#### ○子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化していることを背景として、子ども・子育て支援給付及び子どもや子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として定められた法律です。子ども・子育て関連3法の一つとして2012（平成24）年8月に制定された法律です。

#### ○こども未来戦略

2023（令和5）年に閣議決定された、子ども・子育て政策を抜本的に強化するための戦略で、具体的には、児童手当の拡充や多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化などが今後3年間に実施する「加速化プラン」として盛り込まれました。



### ○合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当するものです。

## さ行

---

### ○小1の壁

小学校入学後、子どもを夜間まで預けることが困難になり、働き方の変更を強いられる問題を指す造語で、子どもの小学校入学を機に仕事を辞めたり、働き方を変えたりせざるを得ない母親も多くいます。

### ○次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業者による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることを目的とした政策です。

### ○児童発達支援センター

障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

### ○児童養護施設

児童福祉法に定められる施設です。保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させ、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

### ○スクールカウンセラー

児童・生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する、学校配置の臨床心理士のことです。

### ○ステップファミリー

再婚や事実婚により、血縁のない親子関係や兄弟姉妹関係を含んだ家族形態。近年は増加傾向にあるとされ、家族関係の構築に親と子がストレスや悩みを抱えるケースも多く、社会問題の一つにもなっています。



## た行

---

### ○待機児童

入所要件を満たしているにも関わらず、入所申込を行っても定員超過等の理由により入所できない状況にある児童のことです。

### ○男女共同参画

「男は仕事、女は家庭」「男は主要な業務、女は補助的な業務」というような、性別による役割分担意識にとらわれることなく、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野に男女が対等な立場で参画することができ、責任を担い、共に支え合いながら、個性と能力を発揮することです。

### ○地域型保育

家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の総称です。

### ○特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のことです。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

## な行

---

### ○認可外保育施設

乳幼児を保育している施設のうち、児童福祉法に基づく認可を受けていない施設のことです。

### ○認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）

子ども・子育て支援法第19条に規定される、教育・保育施設を利用するに当たり市町村から認定を受ける以下の3区分のことです。

- ・1号認定：満3歳以上で、教育（幼稚園・認定こども園）を希望する場合
- ・2号認定：満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
- ・3号認定：満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

### ○認定こども園

幼稚園および保育所の機能を併せ持ち、小学校就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供し、全ての子育て家庭を対象に、親子の集いの場の提供など地域における子育て支援を実施する施設のことです。



## は行

---

### ○発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。

### ○病児・病後児保育

当面病状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない乳幼児及び病気の回復期にある乳幼児を保育所等で集団生活ができるようになるまでの間、医療機関に併設された施設で看護師等が一時的に預かるものです。

### ○不登校

児童生徒が、病気や経済的理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、年間30日以上登校しない、あるいは、したくともできない状態です。

## ま行

---

### ○民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立った相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、児童委員を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行います。

## や行

---

### ○要保護児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童のことです。

### ○ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを担っている子ども・若者のことをいいます。





## 五所川原市 第3期子ども・子育て支援事業計画

発行日 2025（令和7）年 3月

発行元 五所川原市 福祉部 子育て支援課

住 所 〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1

TEL 0173-35-2111（代表） FAX 0173-34-1018

URL <http://www.city.goshogawara.lg.jp/>

